

大きな車、重量のある車を 運行させているみなさまへ

《承認申請が必要です》

関西エアポート株式会社では、道路の構造を保全し、交通の危険を防止するため、特殊な車両の通行を制限しています。

したがって、特殊な車両を通行させる場合は、関西エアポート株式会社に通行申請して承認を受けて下さい。

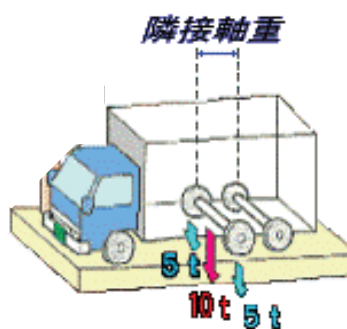
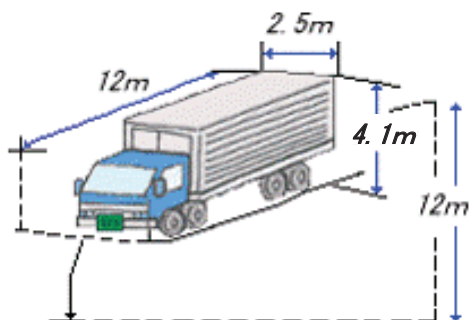
《特殊な車両とは》

次に示す制限値をどれか一つでも超えた場合は、特殊車両通行承認の申請をしなければなりません。



車両の幅は
車両の高さは
車両の長さは
車両の最小回転半は
車両の総重量は

2.5メートル
4.1メートル
12メートル
12メートル
25トン
軸重 10トン
輪荷重 5トン



通行承認申請の手続きについて

2018 年 7 月 1 日を持ちまして関西空港島内における特殊車両通行承認申請につきましては、原則電子メールで提出頂くものとしております。

提出される特殊車両通行承認申請の様式及び記載要領は次のとおりとします。

1. 様式及び提出方法

1) 原則は電子メールによる提出とする。

電子メールでの提出が不可能な場合は別途事前に調整すること。

2) ファイル形式は原則 PDF 形式とする。

3) メールの上限サイズは 35MB とする。

※送信者側の容量もありますのでご注意ください。

4) ファイル名は次の通りとする。

【特殊車両通行承認申請】〇〇株式会社

※特殊車両通行承認申請書については社印押印を行ったものをスキャン等で PDF 化し送付すること。

5) 申請は原則通行開始日より 10 営業日前に送信すること。

6) 申請を送信したアドレスに「内容確認中メール」が返送される。

届かないときは不達であることから電話等で確認すること。

7) 送付するアドレスは以下の通りとする

tokusha@kansai-airports.co.jp

8) 申請に必要な書類は以下の通りとする。

※下記申請書類一式 PDF をまとめて頂けますと幸いです。

書 類 名	備 考
特殊車両通行承認申請書 (当社指定様式)	
トラック・トラクタ内訳書	2 台以上の場合 ※国土交通省に提出した特車申請様式 があればそちらで代用可能です。
トレーラ内訳書	2 台以上の場合
車両の諸元に関する説明書	※国土交通省に提出した特車申請様式 があればそちらで代用可能です。

経路図 (料金所以降の島内幹線道路のみ)	平面図に朱書
自動車検査証の写し (承認日時点で有効なもの)	
新規開発車両設計基準適合証明書の写し	新規開発車両のみ
軌跡図	超寸法車両のみ
現地実測状況写真 (通行可能であることを証明する資料)	超寸法車両のみ (約20m以上)

9) その他問い合わせ先については以下の通りとする。

<p>関西エアポート株式会社 関西空港運用部 〒549-8501 大阪府泉佐野市泉州空港北1番地 新関西国際空港会社ビル5F tokusha@kansai-airports.co.jp TEL 072-455-2073 ※お電話でのご対応ができない場合がございます、原則メールでのお問い合わせをお願い致します。</p>
--

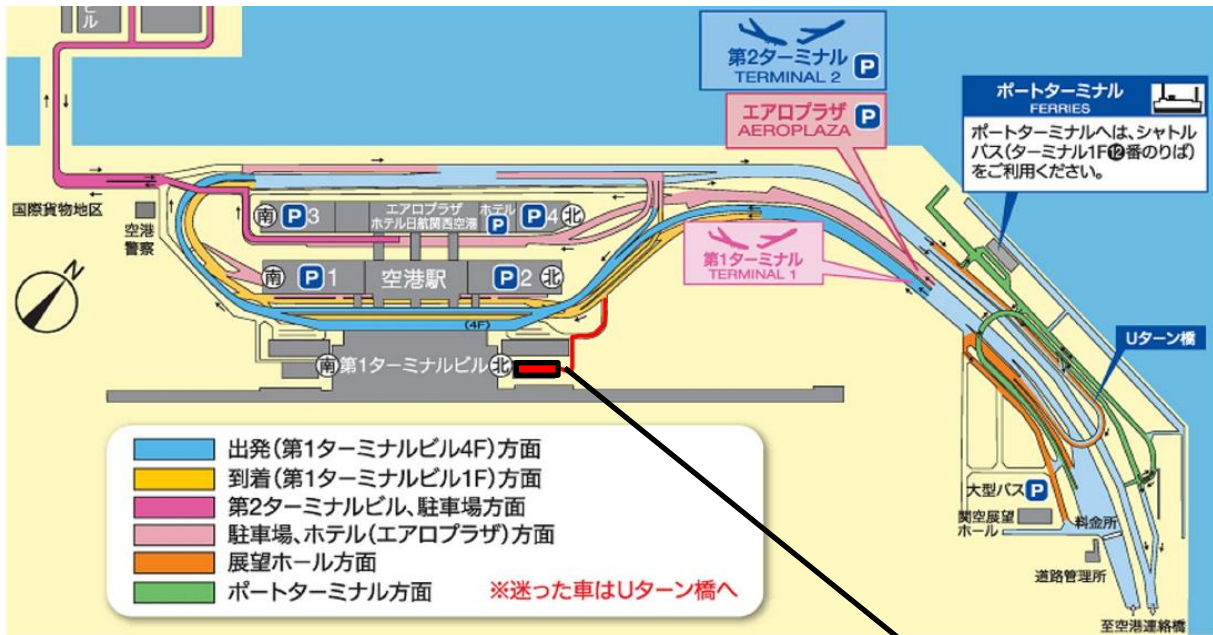
2. 承認後の対応について

- 1) 承認後、1.申請書 2.条件書 3.車両内訳書 4.経路図 については承認印を押したものをスキャンし PDF 化したものを申請する際に頂いたメールアドレスに返信致します。送付しました上記の資料を承認証とさせていただきますのでコピーし、承認を受けた各車両に搭載下さい。

2. その他

- 1) 関西エアポート株式会社で行う承認は空港島内の幹線道路のみとなっております。
- 2) 連絡橋西日本高速道路株式会社および独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構へお問い合わせください
独) 日本高速道路保有・債務返済機構
<http://www.jehdra.go.jp/shinsei.html>

※電子メールでの提出が困難な場合で直接提出に来られる場合



駐車場有

■ 関西エアポート株式会社

道順
出発→ T1→ 到着T1→ 団体バス乗り場→ 関西エアポート
駐車券を取って持って受付へ行ってください